

平成28年度全国学力・学習状況調査について

学校教育課

平成28年度全国学力・学習状況調査について

1 調査目的

- ◇義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ◇学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ◇そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査実施日

平成28年4月19日（火）

3 調査対象

国・公・私立学校の小学校第6学年児童，中学校第3学年生徒
原則として全児童生徒

4 調査内容

(1) 児童生徒に対する調査

- 教科に関する調査（国語，算数・数学）
 - ・主として「知識」に関する問題（A）
 - ・主として「活用」に関する問題（B）
- 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

(2) 学校に対する質問紙調査

- ・指導方法に関する取組
- ・人的・物的な教育条件の整備の状況等

5 本県における実施状況（公立学校）

(1) 調査対象児童生徒の在籍する学校数・児童生徒数

- ・小学校 175校(市町村立：174校，特別支援学校1校)
約6000名
- ・中学校 82校(市町村立：78校，県立：中学校3校，特別支援学校1校)
約6500名

(2) 調査を実施した学校数

- ・小学校 175校
- ・中学校 82校

(3) 調査を実施できなかった学校数

- ・小学校 0校
- ・中学校 0校

6 文部科学省による調査結果の提供

(1) 都道府県教育委員会に対して

- ・設置管理する各学校の状況
- ・当該都道府県における公立学校全体の状況
- ・域内の市町村における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況

(2) 市町村教育委員会に対して

- ・当該市町村教育委員会における公立学校全体の状況
- ・設置管理する各学校の状況

(3) 学校に対して

- ・当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票

7 実施要領における調査結果の公表に関する事項

○都道府県教育委員会において

- ・自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、実施要領に定める配慮事項に基づき公表することは可能である。
- ・域内の市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。）を行うことは可能である。

○市町村教育委員会において

- ・当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、実施要領に定める配慮事項に基づき公表することは可能である。
- ・自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、実施要領に定める配慮事項に基づき公表することは可能である。

※実施要領に定める、調査結果を公表する場合の配慮事項

- ・公表内容、方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。
- ・単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表する。また、分析結果を踏まえた改善方策についても公表する。
- ・平均正答率の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わない。

など

8 文部科学省による調査結果の公表

(1) 時期 8月を予定

- ### (2) 内容
- ・国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況
 - ・都道府県ごとの公立学校全体の状況
 - ・地域の規模等に応じたまとまりにおける公立学校全体の状況など